

# 福祉のまちづくりに関する 国・都・市の主な動向等について

## 1 国の動向

### ■現行計画策定前（出典：現行計画「2 国や東京都の動向 （1）国の動向」）

国では、平成 17 年に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定され、これをもとに、平成 18 年に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行、平成 20 年には、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されました。

その後、平成 25 年には、日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける方などが、日常生活及び社会生活を営むにあたり、円滑に移動することができるよう必要な施策を講ずるよう定めた「交通政策基本法」が施行されました。

また、平成 26 年には、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するための「障害者権利条約」を批准したほか、平成 28 年には、行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針などを定めた「障害者差別解消法」が施行されました。

さらに、平成 29 年には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリー（※1）を推進することにより、共生社会を実現するため、平成 29 年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定されました。

（※1）心のバリアフリー

心のバリアを取り除き、高齢者、障害者等の社会参加に積極的に協力すること。

## ■現行計画策定後

### (1)改正バリアフリー法(平成30年5月公布)

#### ○平成30年11月、平成31年4月施行

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成28年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました。

#### 1. 基本理念／国及び国民の責務

- バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことを基本理念として明記

『(基本理念) 第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常（新設）生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。』

- 「心のバリアフリー」として、国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記

『(国民の責務) 第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。』

#### 2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- 移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等、既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備促進

- ・貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
- ・各施設設置管理者について情報提供の努力義務
- ・公共交通事業者によるハード・ソフト一体的な取組の推進
  - ▶ハード対策に加え、待遇・研修の在り方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容（「判断の基準」）を国交大臣が新たに作成
  - ▶事業者が、ハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設
    - ※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制等

#### 3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施
  - ・市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度を創設
  - ・基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化
  - ・移動等円滑化促進地区で旅客施設の建設・道路の新設その他の行為を行う場合、市町村への届出が必要
  - ・駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に、近接建築物への通路・バリアフリースイッチ整備を促進するため、協定（承継効）・容積率特例制度を創設

## ○令和 2 年 6 月, 令和 3 年 4 月施行

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策の強化を目的とし、公共交通事業者等施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大を定めています。

### (1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等のソフト基準の遵守を義務付け
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等国土の協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

### (2) 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### 【優先席, 車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進】

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席, 車椅子用駐車施設, 障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

#### 【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】

- 目的規定, 国が定める基本方針, 市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や, 基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」含むハード・ソフト一体の基本構想について, 作成経費を補助
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

### (3) バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するための規定の整備

#### 《KPI》

- ✓ 「心のバリアフリー」の認知度：約 24%（2019 年度）→約 75%（2030 年度）

## (2) ユニバーサル社会実現推進法(平成 30 年 12 月公布)

全ての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として制定されました。

## 2 東京都の動向

### ■現行計画策定前（出典：現行計画「2 国や東京都の動向 （2）東京都の動向」）

東京都では、平成 20 年に東京都福祉のまちづくり推進協議会において「東京都福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方が示され、平成 21 年にユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。

また、平成 21 年に策定した「東京都福祉のまちづくり推進計画(平成 21 年度～平成 25 年度)」が終了することを受け、平成 26 年に新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画(平成 26 年度～平成 30 年度)」を策定しました。

この中では、ハード・ソフトの一体的なまちづくりが促進されるとともに5つの基本的視点のもと、福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策から 102 事業が盛り込まれています。

### ■現行計画策定後

#### (1)東京都福祉のまちづくり推進計画～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～（平成31年3月策定）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、「誰もが、自分の意志で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標とする計画が策定されました。

計画期間が平成 31 年度～令和 5 年度であることから、今年度、次期計画策定に向けた協議が進んでいます。

東京都福祉のまちづくり推進計画の策定に向けたスケジュール

日程	議題等
令和 5 年 5 月下旬 第 2 回専門部会	○ 意見具申に関する検討（骨子の提示）
令和 5 年 7 月上旬 第 3 回専門部会	○ 意見具申素案の検討 ○ 次期推進計画策定の方向性
令和 5 年 10 月 第 4 回専門部会	○ 意見具申案の検討 ○ 現行推進計画の進捗状況（令和 4 年度末）
令和 5 年 11 月 第 2 回推進協議会	○ 意見具申

出典：第 14 期東京都福祉のまちづくり推進協議会第 1 回専門部会（令和 5 年 3 月 30 日）資料 4

### 3 調布市

#### (1)福祉のまちづくりに関する動向

平成9年	調布市福祉のまちづくり条例（4月1日施行）
平成21年	調布市福祉のまちづくり条例改正 （ユニバーサルデザインの理念に基づく改正 10月1日施行）
平成24年3月	調布市福祉のまちづくり推進計画(平成24年度～平成29年度)策定
平成30年3月	調布市福祉のまちづくり推進計画(平成30年度～平成35年度)策定
令和4年	調布市福祉のまちづくり条例施行規則の改正(令和4年4月1日施行) 令和3年3月、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正（トイレ表示の工夫）に準拠し、車椅子利用者用便房の設備や機能、利用対象表示の規則改正。

#### (2)調布市基本構想(計画期間 令和5～12年度)

市は、これまで5次にわたる総合計画に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んできました。このたび、令和5年度から8年間のまちづくりの方向を示す調布市基本構想と、その基本方針を具現化する基本計画を合わせ、調布市総合計画を作成しました。今後はまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向け、計画的なまちづくりを推進します。

福祉のまちづくりに関連する記述

▼「基本構想 第1章 第3節 まちづくりの潮流と課題」から抜粋

#### 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー

- パラリンピックが市内で開催されたことを受け、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らし続けられる共生社会の一層の充実に向け標ぼうした「パラハートちょうふつなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」の下、様々な分野で取組を展開していく必要があります。

#### 7 市民サービス・行政・地域社会のデジタル化の推進

- 市においても、行政手続や市民サービスのデジタル化が求められており、デジタルデバйд対策に十分な配慮を行いつつ、スマートシティの推進を視野に、デジタル技術やデータを活用した市民の利便性の向上を目指し、積極的に取り組んでいく必要があります。

#### 8 共創のまちづくり

- SDGsに掲げられた各目標の達成に資する取組を推進していく必要があります。
- 調布スマートシティ協議会等、産学官民それぞれの知見や技術を生かし、創意工夫の下、連携・協働しながら、市における社会的課題の解決に向け取り組む必要があります。

▼「基本構想 第3章 まちづくりの基本方向（基本目標）」から抜粋

**第3節 1 みんなで支え合う，誰一人取り残されない，ともに生きるまち【福祉】**

- 生きづらさを感じる市民が少しでも生活しやすくなるよう，困難を抱える市民への理解の促進を図ります。
- デジタル技術を活用し，様々な相談・支援に関する情報発信を強化するとともに，市民の情報格差を解消するデジタルデバイド対策を推進します。
- 誰もが分け隔てられることなく安心して暮らせるよう，障害理解の促進と併せて，ユニバーサルデザインを踏まえた視点から，歩行が困難な市民やベビーカーの利用者が利用しやすくなるための施設のバリアフリー化等，ソフト・ハード両面で取り組みます。

**第7節 2 誰もが安全で円滑に移動できる，交通環境が整ったまち【交通環境・道路整備】**

- 都市計画道路や生活道路の整備を進め，地域の特徴に応じた道路ネットワークを形成するとともに，歩行者や自転車利用者が安全・便利に移動できるまちづくりを進めます。
- シェアサイクルやデマンド交通等のデジタル技術を活用した交通サービスに加え，これらのサービスを組み合わせたMaaSの導入促進等，地域の特性を踏まえた公共交通ネットワークの構築による市内の交通利便性の向上を図ります。